

県域規制・員外利用について

県域規制について

- 現在、地域生協は都道府県の区域を越えて設立することができないこととされていたが、モータリゼーションの進展等による生活圏の拡大等に伴い、同一の生活圏内に存在する他県生協の店舗等が利用できないという「県境問題」が発生している。
- 改正生協法においては、地域生協は、購買事業の実施のために必要がある場合には、主たる事務所の所在地の都府県及び当該都府県に隣接する都府県を区域として、これを設立することができることとした。

(区域)

第5条 組合は、都道府県の区域を越えて、これを設立することができない。ただし、職域による消費生活協同組合であつてやむを得ない事情のあるもの及び消費生活協同組合連合会(以下「連合会」という。)は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、地域による消費生活協同組合は、第10条第1項第1号の事業の実施のために必要がある場合その他厚生労働省令で定める場合に該当する場合には、主たる事務所の所在地の都府県及び当該都府県に隣接する都府県を区域として、これを設立することができる。ただし、当該消費生活協同組合が同号の事業と同号の事業以外の事業とを併せ行う場合であつて、当該隣接する都府県を区域として同号の事業を実施することが当該同号の事業以外の事業の実施に重大な影響を及ぼすおそれがある場合として厚生労働省令で定める場合に該当する場合は、この限りでない。

県域拡大させることができる場合

- ・購買事業の実施のために必要がある場合には、その生活圏として認められる範囲内で県域拡大できることとする。
- ・ただし、共済事業を行っている地域生協については、県域拡大はできないこととする。(第1段パブコメ省令第②条)

※生協の区域については、定款に定めることとされており、区域に係る定款変更を行う際の認可において、行政庁が判断することとなる。

この定款変更の申請は、県域拡大前に所管している行政庁が受け、購買事業の実施のために必要がある生活圏の範囲内における変更か等の点から判断し、その後、県域拡大したことによって所管することとなる行政庁(本省又は厚生局)において、当該定款変更について認可することとなる。

なお、生協が県域拡大する可能性がある旨の情報を得た時点で、県域拡大したことによって所管することとなる行政庁に情報をいただくようお願いする。

員外利用について

- 現在、組合員以外の者による事業の利用(員外利用)は原則禁止され、厚生労働省令で定める場合を除き、行政庁の許可を得なければこれを行ってはならないこととされている。
- 改正生協法においては、消費者の相互扶助組織であるという生協制度の本旨を踏まえ、員外利用の原則禁止は引き続き維持する一方、員外利用させることができる場合を法令上定めるとともに、その場合の利用分量の額の上限を定めることとした。

[1] 員外利用させることができる場合

【】は、員外利用限度(一事業年度における、組合員以外の利用分量/組合員の利用分量)

行政庁の許可なしで利用させることができる場合

- ・自動車損害賠償責任共済契約に関して、契約締結者を非組合員に相続する場合等一定の場合(法第12条第3項第1号)
- ・災害時の緊急物資の提供(法第12条第3項第2号)
- ・行政の委託を受けて行う事業を利用させる場合(法第12条第3項第3号)
- ・特定物品の提供(法第12条第3項第4号)

※「特定物品」とは、厚生労働省令で、酒類、たばこを規定する予定(第1段パブコメ省令第⑦条)

- ・組合が所有する体育施設その他の施設の利用(法第12条第3項第5号)

※員外利用させてもよい組合所有の施設として、体育施設、教養文化施設を規定する予定(第1段パブコメ省令第⑧条)

「体育施設」とは、体育館、運動場等を想定している。

「教養文化施設」とは、集会場、会議室、談話室、娯楽室、研修室等を想定している。

【以上の場合、員外利用限度は無制限である。】

- ・医療事業・福祉事業の利用(法第12条第4項) 【100/100】
- ・職域組合が、職域に係る者であって厚生労働省令で定めるものに購買事業を利用させる場合(法第12条第4項第1号)

※「職域に係る者であって厚生労働省令で定めるもの」とは、その組合の職域の母体となる法人(法人格を有していない場合も含む。)を規定する予定。(第1段パブコメ省令第⑩条) 【20/100】

行政庁の許可を得て利用させることができる場合

- ・山間へき地における生活に必要な物品の提供(法第12条第4項第2号) 【20/100】
- ・保育所等への食材等の提供(第1段パブコメ省令第⑪条第1号イ) 【20/100】
- ・職域組合における職務等の理由による来訪者への物品の提供(第1段パブコメ省令第⑪条第1号ロ) 【20/100】
- ・生協間の物資提供(第1段パブコメ省令第⑪条第1号ハ) 【20/100】
- ・イベントを開催した場合の物品の提供(第1段パブコメ省令第⑪条第1号ニ) 【20/100】
- ・職域組合における職務等の理由による来訪者の食堂の利用(第1段パブコメ省令第⑪条第2号) 【20/100】
- ・納骨堂の利用(第1段パブコメ省令第⑪条第3号) 【100/100】
- ・山間へき地における利用事業の利用(第1段パブコメ省令第⑪条第4号) 【20/100】

[2] 利用分量限度

法第10条各号(事業の種類)別の利用分量の見方と把握方法

事業種類	法律上で定められた員外利用分量のとり方	把握方法	利用限度
購買事業(1号)	購買事業全体でひとまとめにした利用分量を把握	店舗のレジなど(金額ベース)	20/100
利用事業(2号)	利用事業のうち、厚生労働省令で定める場合ごとの利用分量を把握	利用施設ごとに把握(金額ベース) 例 食堂利用の場合、食堂のレジ	場合ごと
生活文化事業(3号)	体育施設、教養文化施設の利用の場合(無制限)のみである。		
共済事業(4号)	自賠償契約締結者の相続等の場合(無制限)のみである。		
教育事業(5号)	教育事業の員外利用は規定しない予定		
医療事業(6号)	医療事業全体でひとまとめにした利用分量を把握	金額ベース(医療のレセプトで員外利用の正確な金額の把握が困難な場合は、総額を人数割りする方法なども認める)	100/100
福祉事業(7号)	福祉事業全体でひとまとめにした利用分量を把握	金額ベース(介護保険など正確な金額の把握が困難な場合は、総額を人数割りする方法なども認める)	100/100

[3] 行政庁による員外利用の許可

員外利用の許可の申請には、申請書に以下の次項を記載した書類を添付する必要がある。(第1段パブコメ省令第⑫条)

・事業の種類

※法令において許可によって員外利用を行うことができる場合として規定している場合のうち、どれに当てはまるかがわかるよう記載。

・組合員以外の者に事業を利用させる理由

・組合員の事業の利用方法及び利用程度

・組合員以外の者に事業を利用させる方法及び程度

※利用限度を設けているため、組合員による利用分量と組合員以外による利用分量とを区別するのにどのような方法を用いるか、利用限度を超えない見込みであるか等がわかるよう記載。

なお、今までに許可を出してきた事由であっても、改正法施行以降においても員外利用させる場合には、許可を取り直すこととする。